

## いまさら訊けない下水道講座 14

## ＜ディスポーザー＞

最近、新築マンションの中にディスポーザーが付いていることを宣伝しているものを目にします。実際、2003年には新規着工分譲マンションの33%にディスポーザーが付いているとの調査結果があります。

ディスポーザーとは、台所の排水孔の下に取り付けられる装置で、円筒状に配置された固定刃とその内側で高速回転するハンマーやチェーンによって生ごみをすりつぶして、水と一緒に下水道に流すものです。1927年（昭和2年）にアメリカで開発されており、アメリカでの家庭普及率は、1999年には44%とされています。西海岸では9割を超える普及率の都市もあります。

日本では、ディスポーザー排水を専用の処理装置で浄化後、公共下水道に流す「ディスポーザー排水処理システム」が、1997年に建築基準法に基づく大臣認定を受けて普及してきています。最近目にするディスポーザー付きマンションは、すべてこのタイプのものであり、敷地内の地下に処理槽があり、そこで、生物処理を行い公共下水道に排水しています。

一方排水処理槽を伴わないディスポーザーの単体使用については、下水道施設への影響の懸念などから、現在5割程度の自治体で使用自粛や禁止をしています。

ディスポーザーの利点は、市民生活では、調理のたびに発生する生ごみをその場で処理して下水道に流してしまうため、ごみ収集日まで生ごみを家庭内に保管する必要がないので、悪臭の発生が少なく衛生的です。また、これに伴い、ごみ出しの回数が減り、ごみ袋の重さも減り、市民のごみ出しの負担が軽減されます。そのほか、ごみ収集場の環境が改善（カラス、臭い）されます。行政的には、ごみの収集・運搬量と処分量が減る点などが挙げられます。

一方、単体ディスポーザー導入の課題は、下水道管内やポンプ場での堆積とそれに伴う硫化水素発生の可能性、合流式下水道における雨天時越流負荷の増大、処理場の流入負荷量や発生汚泥量の増加などが挙げられます。

2005年に国土交通省が、下水道管理者が単体ディスポーザー導入の可否を検討する上での技術的資料として「ディスポーザー導入時の影響判定の考え方」を公表しています。各自治体は、この「考え方」や独自の調査などをもとに、下水道事業、ごみ処理事業、市民生活などへの影響を総合的に判断して、導入の可否を判断することとなっています。最近、分流地区に限定して条件付きで解禁とした自治体もでてきています。

（岡本 順）

※ J S 技術開発情報メールNo. 57 (2006/8/23) に掲載